課外活動における教室使用要領

- 1. 秩序ある教室使用のためにこの要領を定める。
- 2. 教室の使用については、学生教務課備え付けの用紙で申込むこと。
- 3. 平日の使用申込は、原則として使用日の7日前(休業日にあたる場合その前日)から使 用前日までに先着順で受付け、教室については学生教務課で指定して許可する。
- 4. 平日の使用時間は, 16時30分から19時までとする。 ただし, 音出しで利用する場合は, 17時10分から19時までとする。
- 5. 授業に支障があると判断される場合は、使用を中止させることがある。
- 6. 使用後は責任をもって復元すること。
- 7. 使用後に机・椅子を元の場所に戻さなかったり指示に従わなかった団体には、以後使用を禁止することがある。
- 8. 大学祭・その他大学行事で使用する場合は、その都度学生教務課の指示に従うこと。

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。